

令和2年3月18日

市内高齢者福祉関係施設・事業所 管理者 様
同 施設長 様

千葉市保健福祉局高齢障害部
介護保険事業課 長

新型コロナウイルスの感染拡大防止及び各種支援策について

新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、貴職におかれましては、日々、感染防止に取り組まれているところであると存じます。

さて、感染防止の取り組みが長期化する中、当課から最新の情報提供を行ってまいりましたが、現時点で特にご留意いただきたい点を改めてお知らせするとともに、取り組みが長期化する中、事業運営への影響も大きくなってきていることから、国及び市からの支援策についてまとめましたので、併せてお知らせいたします。

1 感染拡大予防のために

これまでに依頼した感染拡大防止のための取り組みで特にご留意いただきたい点は次の3点ですが、3月10日付でお送りいたしました「新型コロナウイルス対応状況確認票」をもとに日々の業務でのご確認を継続していただきますようお願いします。

- ・従事者の出勤前の検温などの健康管理の徹底
- ・風邪症状のある従事者の従事制限
- ・納品業者などの施設・事業所内への立ち入り制限、面会の制限 など

2 万が一、従事者や利用者に発熱症状等が現れた場合の対応

「風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上（高齢者・基礎疾患がある方、妊婦の方は2日程度）続いている」、又は「強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある」方がいる場合には、千葉市新型コロナウイルス帰国者・接触者相談センター（電話：043-238-9966 受付時間：午前9時から午後5時まで（土日、祝日含む））に電話連絡し、指示を受けてください。

※ 症状が重篤な場合の迅速な受診を否定するものではありません。

※ 症状が継続している場合や、医療機関受診後、診断結果の確定までの間については、厚生労働省からの通知にある「高齢者介護施設における感染対策マニュアル（改訂版）」のP50からのインフルエンザの項での対応も参考としてください。

具体的には、

- ・疑いがある利用者を原則個室に移すこと。
- ・個室が足りない場合については、同じ症状の人を同室とすること。
- ・疑いのある利用者にケアや処置をする場合には、従事者はサージカルマスクを着用すること。
- ・罹患した利用者が部屋を出る場合はマスクをすること。
- ・疑いがある利用者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り、担当従事者を分けて対応すること。 など

※ 万が一、利用者や従事者等で感染が確認された者又は感染が疑われる者が発生した場合は、「帰国者・接触者相談センター」（電話 043-238-9966）に電話連絡して指示を受けると同時に、千葉市介護保険事業課にもご連絡くださるようお願いいたします。

【介護保険事業課 連絡先】

- ① 訪問系サービス、居宅介護支援 043-245-5068
- ② 通所系サービス、グループホーム、(看護)小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護 043-245-5062
- ③ 入所系サービス、短期入所、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅 043-245-5256

3 各施設・事業所が、例年の季節性インフルエンザへの対応を超えた最大限の取り組みを実施できるように、所定の手続の一部を簡略化することなどを認めていますので、ご確認ください。

- ・ケアマネジャーが利用者の居宅を訪問しての面会する義務の緩和（2月27日付当課通知）
- ・地域密着型サービス事業所の運営推進会議等の開催義務の緩和（2月27日付当課通知）
- ・感染予防のために従事者を休ませた場合に起こり得る一時的な「人員基準違反」に対しては柔軟に対応し、報酬の減算等を行わない取り扱い（2月17日付厚生労働省通知ほか）

4 従事者用マスクの配布について

マスクの流通事情が厳しい中、従事者用のマスクが入手できないという要望を多数受けております。本市が備蓄していたマスクについて、市内高齢者施設・事業所の在庫状況が特に厳しい施設・事業所へ優先して配布しているところです。

今後、入手できた際には、その数量に応じ、速やかに配布対象の検討・決定を行い、対象施設・事業所あてにご連絡いたします。

また、国の緊急対応策で示されている「布製マスク 2000 万枚を介護施設に緊急配布」することについては、現在のところ具体的な情報が入っておりませんが、厚生労働省より情報が入り次第、市内高齢者施設・事業所へご連絡いたします。

5 新型コロナウイルスに関連した各施設・事業所向けの支援策（国、市）は次のとおりです。

① 小学校等の臨時休業等に伴う休業等への支援

ア 小学校等休業等対応助成金（厚生労働省）

小学校等（小学校、特別支援学校（高校まで）、こどもルーム、幼稚園、保育所、放課後等デイサービスなど）の休業により、小学校等に通う子の保護者である従事者に年次有給休暇とは別に有給の休暇を取得させた事業所に対して助成するものです（正規雇用・非正規雇用を問わず、1日1人当たり8,330円が上限額）

助成金の詳細や具体的な申請手続は、決まり次第、厚生労働省ホームページに掲載することになっておりますので、ご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

[特別労働相談窓口]

千葉労働局雇用環境・均等室 総合労働相談コーナー 電話 043-221-2303

※日時 8:30～17:15（平日のみ）

[お問い合わせ]

経済農政局経済部雇用推進課（市役所2階） 電話 043-245-5278

イ 小学校等の臨時休業等に伴う緊急生活資金貸付（千葉市地域福祉課）〈従業者向け〉

小学校等の臨時休業等に伴い、子の世話のため、休業や失業を余儀なくされ、一時的に収入が減少し、生計の維持が困難となった小学校等に在籍する子どもを持つ世帯向けの生活資金の緊急貸付制度を設けましたので、従事者の方に広くお知らせくださいますようお願いいたします。

<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/chiikifukushi/documents/annai.pdf>

[お問い合わせ]

保健福祉局地域福祉課（市役所1階） 電話 043-245-5158

② 雇用調整助成金の特例（厚生労働省）

事業活動の縮小を余儀なくされた事業所が、従事者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行うことで雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pagel07.html

〔特別労働相談窓口〕

千葉労働局雇用環境・均等室 総合労働相談コーナー 電話 043-221-2303

※日時 8:30～17:15（平日のみ）

〔問い合わせ〕

経済農政局経済部雇用推進課（市役所2階） 電話 043-245-5278

③ 新型コロナウイルス関連「経営相談窓口」（千葉市産業興財団）

千葉市産業振興財団では、新型コロナウイルスの発生により、影響を受けた、又はその恐れがある中小企業のみなさまに対して、資金繰りや経営に関する相談を随時受け付けておりますので、ご利用ください（電話、WEB フォームによるインターネット相談も可能です。）。

〔開設場所〕

公益財団法人千葉市産業振興財団（千葉市ビジネス支援センター）

（千葉市中央区中央 2-5-1 千葉中央ツインビル 2 号館 8F）

〔開設時間〕

平日（祝日を除く） 9:00～17:00 〈随時受付〉

〔相談電話等〕

電話 043-201-9506

WEB フォーム <https://www.chibashi-sangyo.or.jp/contact.html>

④ 資金繰りに関する支援について（千葉市産業支援課）

セーフティネット保証 4 号・5 号に基づく千葉市長の認定を受けた場合は、千葉市中小企業資金融資制度「経営安定資金【要件 A】」をご利用いただけます。

〔セーフティネット保証制度〕

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証とは別枠による保証の対象とする資金繰り支援制度。

（4 号）新型コロナウイルス感染症の影響で、売上高が前年同期比で 20%以上減少

（5 号）国が指定する業種について、売上高が前年同期比で 5%以上減少

※詳しくは、千葉市 HP をご確認ください。

<https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/sangyo/h24safetynet.html>

〔千葉市融資制度／経営安定資金【要件 A】〕

▽対象者： 上記認定を受けた市内で事業を営む中小企業者
（千葉市長発行の認定書が必要）

▽資金使途： 運転資金（5 年以内）、設備資金（7 年以内）

▽融資限度額： 5,000 万円

▽融資利率： 年率 1.2%～2.0%（融資期間により異なります）

▽利子補給率： 0.8%（ただし上限は融資利率-0.2%）

▽融資受付窓口： 千葉市内の融資取扱金融機関

〔お問い合わせ〕

経済農政局経済部産業支援課（市役所2階） 電話 043-245-5284